

○農林水産省告示第千二百三十九号

植物防疫法施行規則（昭和二十五年農林省令第七十三号）別表二の付表第四十二の規定に基づき、平成十五年十二月二十四日農林水産省告示第千二百六号（ベルギー王国産きゅうり及びトマトの生果実に係る農林水産大臣が定める基準）の一部を次のように改正し、公布の日から施行する。

平成二十八年五月二十四日

農林水産大臣 森山 裕

- 一 中「ベルギー王国植物防疫機関」を「ベルギー植物防疫機関」に改め、「きゅうり及び」を削る。
- 二の(一)中「ベルギー王国」を「ベルギー」に改め、同(一)の「ア及びエ中「ベルギー王国植物防疫機関」を「ベルギー植物防疫機関」に改め、同(一)の「ア及びエ中「ベルギー王国」を「ベルギー」に改め、同(一)の「ア及びエ中「ベルギー王国植物防疫機関」を「ベルギー植物防疫機関」に改める。
- 四の(一)、五並びに六の(一)及び(二)中「ベルギー王国植物防疫機関」を「ベルギー植物防疫機関」に改める。